

朝霞市騒音計貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、朝霞市が所有する騒音計を市民等に貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出機器)

第2条 貸し出す騒音計は、環境推進課で保有する普通騒音計とする。

2 営利目的又は不正の目的をもって使用されるおそれがあるときは、騒音計の貸出しを行わないものとする。

3 騒音計の貸出しを受けた者は、その騒音計を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供すること等をしてはならない。

(対象者等)

第3条 騒音計の貸出しの対象者は、市内に居住、通勤、又は通学している者とし、使用場所は朝霞市内に限るものとする。

(貸出日及び期間)

第4条 騒音計の貸出は市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分とし、貸出期間は貸出日から7日以内とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(貸出台数)

第5条 騒音計の貸出台数は、1回につき1台とする。

(貸出料)

第6条 騒音計の貸出しは、無料とする。

(貸出申請等)

第7条 騒音計の貸出しを受けようとする者は、朝霞市騒音計貸出申請書(別記様式)を市長に提出するものとする。

2 前項の申請にあたっては、健康保険証、運転免許証その他本人確認できる書類を提示しなければならない。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、騒音計を貸し出すものとする。

(貸受者の責務)

第8条 貸出しを受けた者は、借り受けた騒音計を損傷及び紛失したときは、損害賠償の責めを負うものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りではない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

注意事項

- 1 使用目的以外には、使用しないこと。
 - 2 返却時間は厳守すること。
(使用期間： 年 月 日から
 年 月 日まで)
 - 3 騒音計を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供すること等をしないこと。
 - 4 損傷のないように十分注意して使用し、故意に損傷させたときは、弁償すること。
 - 5 騒音計を水に濡らさないこと。
 - 6 測定場所は朝霞市内に限ること。
- ※ 本騒音計による測定値は参考値です。測定場所における騒音の状況についての証明には使用できません。